

公益財団法人横浜市建築保全公社週休 2 日工事実施要領

制 定 令和 6 年 3 月 7 日 要領第 13 号

最近改定 令和 7 年 9 月 8 日 要領第 5 号

(趣旨)

第 1 条 本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、工事現場における週休 2 日の適用を発注者が指定する工事（以下、「週休 2 日工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。ただし、緊急随意契約による災害復旧工事等は対象外とする。

(対象工事)

第 2 条 原則として、全ての工事を対象とする。

(週休 2 日の考え方 (用語の定義))

第 3 条 現場閉所による週休 2 日工事の考え方は、次のとおりとする。

(1) 現場閉所による週休 2 日

ア 完全週休 2 日(土日)とは、対象期間のすべての土日に現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

請負人の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に監督員に連絡した上で、当該週単位内に振替で現場閉所を行うことにより現場閉所したものとなすことができる。

イ 月単位の週休 2 日とは、対象期間において、全ての月で 1 週間のうち 2 日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。1 週間が月をまたがる場合は、前月に含めるものとする。

現場閉所予定日に作業を行う場合、当該現場閉所予定日の前後 28 日以内かつ当該月単位内に振替で現場閉所を行うことにより現場閉所したものとなすことができる。

ウ 通期の週休 2 日とは、対象期間の全ての週において、1 週間のうち 2 日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

現場閉所予定日に作業を行う場合、当該現場閉所予定日の前後 28 日以内に振替で現場閉所を行うことにより現場閉所したものとなすことができる。

(2) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1 日を通して現場が閉所された状態をいう。降雨、降雪や猛暑日等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 対象期間

現場着工日（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事の開始等、現場

で作業を開始する日）から現場完成日（現場で作業を完了する日）までの期間をいい、現場着工日の曜日から6日後の曜日までを1週間とし、7日に満たない週は含めない。

夜間工事で日をまたがる場合は、先日の曜日に含めるものとする。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間等は含まない。

＜発注者があらかじめ対象外としている内容の例＞

災害対応、発注者による緊急・応急的な指示・その他発注者との協議によるもの（工期の変更）

第4条 請負人は、当該工事の契約工期の中で週休2日を確保するものとし、週休2日の確保を事由にした工期の変更はできない。ただし、請負人の責によらず工期に遅れが発生した場合、週休2日の確保を考慮した工期延期により達成を目指す。工期延期が難しい場合は、受発注者間で協議して必要最小限の期間を対象期間外とすることができる。

請負人は現場閉所の対象期間外となった場合も技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

（実施方法）

第5条 現場閉所による週休2日工事の実施方法は、以下のとおりとする。

（1）工事発注時

発注者は、現場説明書に当該工事が現場閉所による週休2日工事である旨を記載する。予定価格は、完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで作成するものとする。

（2）工事契約以降

ア 発注者及び請負人は、週休2日の取組に係る工事請負金額及び成績評定への反映について、事前確認すること。

イ 請負人は、週休2日の実施について検討し、法定休日・所定休日など現場閉所予定日を記載した工程表を監督員に提出する。

ウ 請負人は、技術者及び技能労働者に対し、週休2日で施工することについて十分説明したうえで理解を得るものとする。

エ 請負人は、検査希望年月日の3週間前までに、監督員に休日取得実績のわかる実績工程表を提出する。

オ 請負人は、週休2日工事である旨を公衆の見やすい場所に明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

記載内容の例

週休2日工事（現場閉所）

この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日に取り組む週休2日工事（現場閉所）です。

発注者：（公財）横浜市建築保全公社

請負人：〇〇〇建設㈱

カ 対象期間が7日未満の工事、管内一円工事、現場作業が週に5日以下であることが条件になっている工事、及び随意契約工事（入札不調の結果、随契契約となったものを除く。）についてはイ～オを省略することができる。

（予定価格及び請負金額への反映）

第6条 発注者は、予定価格に完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで作成する。また、達成状況に応じて請負金額の各経費に乗じた補正係数を変更するものとし、公益財団法人横浜市建築保全公社工事設計変更事務取扱要綱に基づき契約変更の手続きを行う。ただし、対象期間が7日未満の工事、管内一円工事、現場作業が週に5日以下であることが条件となっている工事、随意契約工事（入札不調の結果、随契契約となったものを除く。）及び官積算以外による積算等の費用の補正ができない工事については、各経費の補正係数の対象外とする。

各経費の補正係数については、下表のとおり労務費及び現場管理費に補正係数を乗じるものとする。また、複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）については国土交通省の「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係わる積算方法等の運用について」を準用し、補正を行う。

	完全週休2日（土日）	月単位の週休2日
労務費	1.02	1.02
現場管理費	1.01	－

（工事成績評定への反映）

第7条 工事成績評定への反映は、以下のとおりとする。ただし、対象期間が7日未満の工事、管内一円工事、現場作業が週に5日以下であることが条件になっている工事、随意契約工事（入札不調の結果、随契契約となったものを除く。）及び当初契約時の請負金額が500万円未満の工事については、工事成績評定への反映の対象外とする。

2 現場閉所による週休2日工事

完全週休2日(土日)を達成した場合は加点(1.4点)し、月単位の週休2日を達成した場合は加点(1.0点)を工事成績評定の創意工夫において行う。これらの加点は、創意工夫おける加点の上限 2.8 点のうちに含むものとする。

3 前項の工事成績評定への反映は、令和7年10月1日以降に完成検査を行う工事に適用する。

(留意事項)

第8条 発注者は、週休2日を前提に、工事の内容、規模、施工方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数と、休日、準備・後片付け期間、猛暑日(WBGT 指数)も踏まえた天候等の工事が困難な日数を、適正に考慮した工期設定に努めるものとする。

2 監督員は緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等は行わない。

3 監督員における現場閉所状況の確認については、各工事単位で行うものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から随意契約をする工事、及び入札公告をする工事から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年7月単価を採用する工事から適用する。